

国土審議会土地政策分科会特別部会の再開について

平成 30 年 9 月 20 日

1. 趣旨

人口減少や超高齢社会を迎える我が国において、土地に関する国民の意識が低下するなど社会的状況が変化する中、昨年 8 月に国土審議会土地政策分科会に特別部会を設け、喫緊の課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等に関する事項及び中長期的課題として人口減少社会における土地制度の在り方について調査審議することとしたところ。

特別部会においては、昨年 9 月より所有者不明土地の利用の円滑化に向けた検討を行い、12 月に中間とりまとめを公表した。これに基づき、政府において本年 3 月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が決定され、国会での審議を経て 6 月に可決・成立するなど、所有者不明土地の利用の円滑化に向けた施策が進められている。

今般、特別部会において、利用の円滑化に続き、残る重要な課題である所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて、人口減少社会における土地制度の在り方について検討を行うこととする。

検討に当たっては、登記制度や土地所有権の在り方等について検討を進めている法務省の研究会とも連携しつつ、来年 2 月に制度の具体的な方向性を提示することを目指すこととする。

2. 検討内容

人口減少社会における土地制度の在り方

- ・土地が適切に管理され、利用されるために所有者が負うべき責務
- ・上記の責務を担保する方策 等

3. スケジュール（予定）

本年 9 月から来年 2 月までに 4 回程度開催し、制度の具体的な方向性についてとりまとめを行う。

必要に応じて学識者等を中心とする WG を開催する。